（　非公募　）

嘉村礒多生家指定管理者候補者審査結果

１　施設の名称　　嘉村礒多生家

２　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

３　指定管理者候補者特定団体名
　嘉村礒多生家の会
　代表者　山本　伸雄
　山口市仁保中郷１０４１番地

４　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本団体は、過疎化の進む仁保上郷地域において、地元住民が中心となり、嘉村礒多生家の管理を行うとともに、小説家嘉村礒多の顕彰及び都市と農村の交流によって地域を活性化させる拠点として生家を有効活用することにより地域づくりに貢献することを目的に、地元仁保自治会及び地域づくり組織の全面的な支援を受け平成２２年１２月３日に設立された。

５　非公募施設とした理由
　嘉村礒多生家は、平成１６年３月に嘉村礒多顕彰会（以下、「顕彰会」という。）から生家保存の陳情書が提出され、平成２２年１１月に嘉村礒多の顕彰と地域資源を生かした都市と農村の交流促進により、地域の活性化を図る活動拠点として市が整備した施設である。
　生家が整備された経緯や設置目的を踏まえると、生家の管理・運営には生家周辺集落の理解及び協力が必要不可欠であり、また、嘉村礒多の顕彰や、仁保地域の人材や自然などの地域資源に精通していることが重要な要素である。
　嘉村礒多生家の会は、地元自治会委員を構成員としており、地域の特性を生かし、地域と連携した活動を効率的に行うことが可能であり、また、嘉村礒多の顕彰についても嘉村家の親族とも直接交流のあった地元の方が施設の管理人をし、顕彰も行うことで、他の団体に替えの利かない顕彰事業が実施できる。
　嘉村礒多顕彰の文化資源であり、仁保地域で交流を創出する地域資源でもある本施設の効果を最大化するに当たっては、どちらの側面からも最も積極的にかかわることのできる嘉村礒多生家の会に、引き続き指定管理を行っていただくことが望ましく、仁保地域が有する自然環境の中で輩出した文学者の顕彰を行いながら、地域の個性も生かした交流事業により賑わいの創出につなげていくことのできる団体として、嘉村礒多生家の会を指定管理者候補とするべきであると判断した。
　ただし、組織の高齢化が進行しており、今後も安定して指定管理を行うことのできる組織体制の整備、生家の会でしか成し得ない顕彰事業を引き継いでいくことが求められる。

６　審査の経過

仕様書の決定	令和８年６月２６日（金）
指定申請提出期間	令和８年９月１日(火)～令和８年９月２４日(木)
選定委員会によるヒアリング及び審査	令和８年１０月１日（木）

7　審査の方法

（1）選定委員会委員

河村　元博　　交流創造部長（委員長）
朝水　宗彦　　山口大学経済学部教授
入江　幸江　　山口文化協会会長
藤村　伸一　　交流創造部次長
渡辺　千絵　　山口市交流創造部参事兼文化交流課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）特定団体ヒアリング

特定団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日　令和８年１０月１日（木）
場　所　山口市役所３階　会議室３０６

（4）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙１〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	嘉村礒多生家の会
施設利用者の公平性・平等性の確保	１０	５	５０	３３
施設の効用の最大限の発揮	３５	５	１７５	１２７
管理運営費の縮減	１５	５	７５	４８
施設管理を安定して行う人的、財政的基盤	２５	５	１２５	７９
市の施策への貢献度	１５	５	７５	５７
総　　計	１００	５	５００	３４４
基 準 点	－	－	３００	

9　審査意見

地域との良好な関係やＷｅｂを利用した広報力が高く評価できます。受託事業及び自主事業については、地域や施設の特性を生かした適切な提案がされているほか、地域を熟知したスタッフの配置や、地域のネットワークを活用した施設運営に必要な材料調達による経費節減など、地域に根差した取組が評価できます。

　また、地域団体と連携し、協力を得ながら工夫して受託事業を進めています。利用者アンケートによるニーズ把握や、対応可能な要望には臨機応変に対応するなど、サービス向上に努めている点も評価できます。
　以上、総合的に判断して、嘉村礒多生家の会は嘉村礒多生家の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。